

# 民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈後編〉

裁判のIT化に向けた準備はいかがでしょうか。

書証のデータ提出、証人尋問のオンライン実施、訴訟記録・判決書の完全電子化など、これまでの民事訴訟の姿は、大きく変わることとなります。また、民事訴訟以外の民事裁判手続も全面的にIT化が進められることとなりました。一方、弁護士業務に大きな影響を及ぼす変更であるものの、いつ何が始まるのか、最終局面はどこなのか、全容が見えにくいところもあるようです。

今般、LIBRA4月号特集に続いて、民事訴訟問題等特別委員会の皆様に最新の情報を執筆いただきました。民事裁判手続のIT化の特集〈後編〉として、お届けします。

大変貴重な内容ですので、LIBRA4月号特集とともに、お手元において、ぜひ業務に役立てていただければ幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子、小峯 健介

## CONTENTS

|   |     |
|---|-----|
| 各論3：電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ、訴訟記録・判決書等の電子化、訴訟記録の閲覧等、<br>訴訟費用の電子納付、法定審理期間訴訟手続 | 3頁  |
| 各論4：当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度  | 9頁  |
| 各論5：民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化                                     | 15頁 |

## 〈前編〉※4月号掲載

はじめに

総論：民事裁判手続のIT化の経緯と進行スケジュール

各論1：オンライン申立て、システム送達、公示送達

各論2：口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日

## 【凡例】

- 民訴法・民訴〇条 民事訴訟法（平成8年法律第109号）
- 令和4年改正法 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）
- 令和5年改正法 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）
- 改正前民訴法・改正前民訴〇条 令和4年改正法による改正前の民訴法
- 改正民訴法・改正民訴〇条 令和4年改正法による改正後の民訴法
- 規則 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）
- 改正前規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正前の民訴規則
- 改正規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正後の民訴規則

電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ、訴訟記録・判決書等の電子化、  
訴訟記録の閲覧等、訴訟費用の電子納付、法定審理期間訴訟手続

民事訴訟問題等特別委員会委員 堀岡 雄一 (66期)

## 1 電磁的記録の証拠調べ

## (1) 紙媒体の書証について

紙媒体の書証の提出方法について、改正民訴法では、その写しを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織\*1を使用して提出することを認めている（改正民訴法132条の10）。紙媒体の書証をスキャナ等でPDF形式等にデータ化し、そのデータをオンラインで電子情報処理組織を利用して提出することとなる\*2。

紙媒体の書証の証拠調べの方法は、写しをオンラインで提出した場合であっても、原則として原本によって行うことには変わりはない（規則143条）。もっとも、実務上、当事者間で書証の存在及び成立に争いがなく、相手方の異議もないときは、オンラインで提出された写しを取り調べることとなる\*3。

## (2) 電磁的記録(電子データ)について

もともと紙媒体でない電磁的記録（Wordファイル、PDFファイル、メールデータ、音声データ、動画デー

タ等）の提出方法について、改正民訴法では、電磁的記録を記録した記録媒体の提出又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うこととされた（改正民訴法231条の2第2項）。すなわち、データを記録したUSBメモリ等を提出するか、オンラインでデータを提出するかであり、いずれにせよ電磁的記録そのものを提出することとなる。

電磁的記録の証拠調べの方法は、提出された電磁的記録を対象として行われる\*4。実際には、裁判官が使用するPC上で、提出された電磁的記録を表示又は再生等して取り調べることとなろう。

提出される電磁的記録は、通常、元々作成したデータをPC内やクラウドのストレージで保管しており、そのコピーを提出することになろう。その場合、当該電磁的記録のプロパティ（属性情報等）・内容等が改変されるおそれがあり、元々作成した電磁的記録とコピーとが同一性を有するかが争われることも想定される。そのような場合、電子署名、タイムスタンプ等の方法を活用していくことも、有用と思われる\*5。

\*1：2022年から、mints（民事裁判書類電子提出システム）が始まっている（改正前民訴法132条の10、民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（mints規則）（令和4年1月14日最高裁判所規則第1号））。

また、フェーズ3の実施により、2026年5月24日までに、新しい電子情報処理組織（仮称「TreeS」）を利用して民事訴訟手続における申立てその他の申述をインターネット上で行うオンライン申立ての運用が開始され（改正民訴法132条の10）、委任を受けた訴訟代理人はその利用が義務化される（改正民訴法132条の11第1項）。詳細はLIBRA2024年4月号「民事裁判手続のIT化の現在とこれから 各論1 オンライン申立て、システム送達、公示送達」参照。

\*2：書証の申出について、最高裁判所規則の改正により、改正民訴法132条の11第1項（電子情報処理組織による申立て等の特例）の規定が準用され、訴訟代理人についてはオンライン提出が原則義務化される予定である。

\*3：「判例（大判昭5・6・18民集9巻609頁）などは、原本の存在及び成立につき当事者間に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がないことを条件として、原本の提出に代えて写しを提出することが許され、それが証拠調べの対象になるものとしている。」（山本和彦「民事裁判手続のIT化」52頁（弘文堂）との指摘がある。

\*4：電子データの証拠調べについて、書証の証拠調べの規定が準用され（改正民訴法231条の3第1項）、基本的に書証の場合と同様の規律となる。なお、準用時に「文書の所持者」（民訴220条等）を「電磁的記録を利用する権限を有する者」と読み替える点について「どのような場合にこの「利用権限」が認められるかは、改正法の一つの重要な解釈問題となりえよう。」との指摘がある（前掲注3、55頁）。

\*5：電子署名については電子認証局会議ウェブサイト（<https://www.c-a-c.jp/download/guidebook.html>）を参照されたい。タイムスタンプについては総務大臣の認定制度（[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/ninshou-law/timestamp.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/timestamp.html)）を受けた企業の有償サービスを受けることも方法の一つである。

なお、簡易かつ無償でタイムスタンプを付与する方法として、Adobe Acrobat Readerを利用してタイムスタンプの付与を行う方法がある。具体的には、同ソフト上で、①タイムスタンプサーバーの設定（タイムスタンプサーバーの一例としてssl.com等が挙げられる）、②タイムスタンプの付与、という手順を踏むこととなる。③タイムスタンプ付与に成功すると、画面上部に「署名済みであり、すべての署名が有効です。」との表示がなされる。同表示の右側にある「署名パネル」との表示をクリックすると、タイムスタンプの詳細が表示され、証明書を表示することができる。もっとも、この方法によるタイムスタンプの証明力については今後の議論を待つこととなろう。

## 2 証人尋問その他証拠調べ

### (1) 証人尋問

#### ア ウェブ会議による証人尋問の要件

証人尋問\*6について、改正民訴法では、遠隔地要件を廃止し、以下のいずれかの場合に、裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議によって証人尋問を実施することができることとされた。

- ① 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合（改正民訴法204条1号）
- ② 事案の性質、証人の年齢等の事情により、証人が法廷に現実に出頭して陳述すると圧迫を受け、精神の平穏を著しく害すると認める場合（同2号）
- ③ 当事者に異議がない場合（同3号）

#### イ ウェブ会議による証人尋問の手続について

ウェブ会議による証人尋問の手続は、通常の証人尋問の場合と同じく、基本的に最高裁判所規則に委ねられている。

証人の所在場所については、以下の要件に該当する場所であって、裁判所が相当と認める場所とされる予定である。

- ① 当事者又はその代理人の在席する場所でないこと（改正民訴法204条1号及び同3号の場合は、当事者双方の在席する場所であるとき又は当事者若しくは代理人が在席することにつき当事者に異議がないときを除く）。
- ② 証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所でないこと

改正民訴法204条2号該当を理由に証人を受訴裁判所に出頭させてウェブ会議による証人尋問を行うと

きは、裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所に、証人を在席させることになる予定である。

また、提出された文書の画像情報その他尋問の実施に必要な情報を、証人が使用するPCのディスプレイに表示して閲覧させることができる見込みである。

証人の宣誓（民訴法201条1項）については、裁判長は、相当と認めるときは、宣誓書に署名押印させることに代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができるとされ（改正規則112条4項）、証人による宣誓書への署名押印を要しないこととなった\*7。

なお、当事者は、口頭弁論期日におけるウェブ会議の利用要件（改正民訴法87条の2第1項）を充たせば、法廷に出頭せずにウェブ会議を利用して、証人尋問に関与し、反対尋問等を行うことができる。

### (2) 鑑定

改正民訴法は、鑑定人が口頭で意見を述べる場合には、裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議の利用をすることができるとした（改正民訴法215条の3）。鑑定人の人材確保の必要性等から、改正前民訴にあった遠隔地要件を不要として相当性の要件のみでウェブ会議を利用可能としたものである。また、鑑定人が書面で意見を述べる場合、紙媒体の書面の提出に加えて、書面記載事項の電磁的記録をインターネットを通じて最高裁判所規則で定める電子情報処理組織\*8を利用して提出したり、電磁的記録媒体で提出することができる（改正民訴法215条2項）。

### (3) 検証

改正民訴法は、検証について、当事者に異議がなく、裁判所が相当と認める場合には、ウェブ会議によって実施できることとされた（改正民訴法232条の2）\*9。

\*6：当事者尋問についても証人尋問と同様にウェブ会議等を利用することができる（民訴210条、改正民訴法204条、規則127条）。

\*7：この点について、「この改正規則については、更に改正が検討されるようであり、その際には訴訟記録が電子化される中において「宣誓書」という紙が必要なかが議論されることとなると思われる。」との指摘がある（清水綾子「連載民事裁判手続IT化の実務解説 第5回 証人尋問等」NBL1252号75頁）。

\*8：2026年5月24日までに、新しい電子情報処理組織（仮称「TreeS」）の利用が開始される予定である（前掲注1）。

\*9：検証の場合、「当事者の所在場所は、法律上特に規定はなく、裁判所及び当事者の協議・判断に委ねられるものと解される。」との指摘がある（前掲注3、73頁）。

### 3 訴訟記録の電子化

#### (1) 当事者等の提出書面の電子化

ア フェーズ3の実施により、原則として、訴訟記録は電子化され、電磁的訴訟記録として保存されることになる。当事者又は訴訟代理人が裁判所へ提出した書面等は、後述する一部の例外を除き電子化される。

オンライン申立ての場合、その申立て等は、裁判所の事件管理システム\*10のファイルに記録される(改正民訴法132条の10第1項)。

イ もっとも、オンライン申立ての義務化の対象でない本人訴訟等の場合、書面での申立てがなされる可能性がある。また、訴訟代理人が申立て等をする場合であっても、書面申立ての余地が残されている(改正民訴法132条の11第3項参照)。そして、申立て等(改正民訴法132条の10参照)に該当しない上申書等の文書は、書面で提出されることになる。

このように書面等により申立てが行われたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならないとし(改正民訴法132条の12第1項本文)、電子化される。

ウ また、申立て等に係る書面等以外、たとえば書証が考えられるが、民事訴訟手続において民訴法その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載、記録された事項についても、裁判所書記官はファイルに記録しなければならないとされ(改正民訴法132条の13第1項本文)、電子化される。

#### (2) 訴訟記録の電子化の例外

当事者等の提出した書面等の電子化の例外として、以下に該当する場合には電子化はされない。非電磁的訴訟記録(改正民訴法91条)として扱われる。

- ① 当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるとき\*11(改正民訴法132条の12第1項但書、132条の13但書)
- ② 当該書面等に係る申立て等又は書面等や記録媒体の提出とともに\*12、当事者が保有する営業秘密が記載又は記録された書面等について閲覧等の制限の申立て(民訴92条1項2号)があり、当該営業秘密がその訴訟追行の目的以外の目的で使用され、又は開示されることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認める場合(改正民訴法132条の12第1項1号、132条の13第1号)。
- ③ 住所・氏名等の秘匿事項届出部分(改正民訴法133条3項)に記載された事項(改正民訴法132条の12第1項2号、132条の13第2号)
- ④ 秘匿事項記載部分(改正民訴法133条の2第2項)の閲覧等制限決定の申立てがなされた場合において裁判所が必要があると認めるとき(改正民訴法132条の12第1項3号、132条の13第3号)
- ⑤ 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の決定があった場合において、裁判所が必要と認めるとき(改正民訴法132条の13第4号)

### 4 判決書等の電子化

#### (1) 電子判決書

フェーズ3の実施により、裁判所側が作成する文書については全て電子化される。

判決については、電子判決書が作成され(改正民訴法252条1項柱書)、判決の言渡しは電子判決書に基づいてされ(改正民訴法253条1項)、電子判決書をファイルに記録することとされた(同2項)。電子判決書では、判決書への裁判官の署名押印(規則157

\*10：2026年5月24日までに、新しい電子情報処理組織(仮称「TreeS」)の利用が開始される予定である(前掲注1)。

\*11：「たとえば、大きな建築図面や土地の境界を表す図面といった現在の技術では通常のスキャナーで適切に読み込むことが困難であるものや、書籍が1冊丸ごと提出されるなどコンピューターへの読み込みに多大な手間がかかるもの、さらにファイル形式等の関係で裁判所のシステムにおいてはファイル化できないものなどが考えられる。」(前掲注3、86頁)との指摘がある。

\*12：営業秘密が裁判所の電子情報処理組織(仮称「TreeS」)に記録された後も、同様の要件を充足すれば、営業秘密の内容の部分を書面等に出力等して電子情報処理組織から消去する措置を講じることができる(改正民訴法92条9項、10項)。



条1項)に相当するものとして、今後、最高裁判所規則で、電子判決書に記録された情報につき作成主体の明示及び改変が行われていないことを確認できる措置\*13を講じることが定められるものと思われる。

電子判決書の送達(改正民訴法255条1項)については、電子判決書に記載されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したものを送達する方法(同2項1号)、または、電子情報処理組織による送達(システム送達)\*14(同2項2号、109条の2)で行われる。

## (2) 電子決定書及び電子命令書等

決定、命令についても同様に電子決定書、電子命令書が作成される(民訴122条)。支払督促についても電子支払督促となる(改正民訴法387条)。

## (3) 電子調書

調書についても、電子調書となり、口頭弁論調書に関する規定(改正民訴法160条1項)が最高裁判所規則で他の期日に準用される予定である。電子調書はファイルに記録され(同2項)、ファイルに記録された電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官が\*15、申立て又は職権でいつでも更正できることが明文化された(改正民訴法160条の2第1項)。

## 5 電磁的訴訟記録の閲覧等

### (1) 閲覧等について

ア 電磁的訴訟記録は、何人も、閲覧を請求できる(改正民訴法91条の2第1項)。また、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、最高裁判所規則で定める

電子情報処理組織\*16を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる(同2項)。そして、裁判所書記官に対し、複写した当該電磁的記録の内容が電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの\*17を提供することを請求できる(同3項)。

イ 具体的には、最高裁判所規則で、以下の方法が定められる予定である。

閲覧については、裁判所設置端末のディスプレイに電磁的訴訟記録の内容を表示する方法又はインターネットを通じて電子情報処理組織を利用して当事者及び利害関係を疎明した第三者が使用するPCやタブレットのディスプレイに電磁的訴訟記録の内容を表示する方法が可能となる。

複写については、インターネットを通じて電子情報処理組織を利用して当事者及び利害関係を疎明した第三者が使用するPCやタブレット内のファイルに記録させる(ダウンロードする)方法及び裁判所設置端末に当事者及び利害関係を疎明した第三者が使用するUSBメモリ等の記録媒体を接続して、電磁的訴訟記録のデータを記録させる方法をとることができる。

また、電磁的訴訟記録との同一性に係る裁判所書記官の証明の交付については、複写の場合と同様の方法で提供される。

### (2) 閲覧等の制限について\*18

秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出部分の閲覧等の請求をすることができる者が当該秘匿対象者に限られる(改正民訴法133条の2第1項)。秘匿決定の申立てがなされ、その申立てについての裁判が確定するまでの期間も同様である(改正民訴法133条3項)。

\*13: 具体的方法としては、電子署名、タイムスタンプ等が考えられる。

\*14: オンライン申立てが義務化される訴訟代理人等はシステム送達が義務化される。

新しい電子情報処理組織(仮称:「TreeeS」)による送達(システム送達)については、LIBRA2024年4月号「民事裁判手続のIT化の現在とこれから 各論1 オンライン申立て、システム送達、公示送達」参照(前掲注1)。

\*15: これとは異なり、和解又は請求の放棄・認諾についての電子調書は裁判所が更正決定をする(改正民訴法267条の2第1項)。

\*16: 2026年5月24日までに、新しい事件管理システム(仮称「TreeeS」)の利用が開始される予定である(前掲注1)。

\*17: 非電磁的記録における正本(改正民訴法91条3項)に当たるものである。

\*18: 詳細は本号「民事裁判手続のIT化の現在とこれから 各論4 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度」を参照されたい。

また、秘匿決定があった場合、裁判所は、申立てにより、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定をすることができる（改正民訴法133条の2第2項）。

職権による訴訟記録の閲覧制限として、送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限がある（改正民訴法133条の3第1項）。

## 6 訴訟費用の電子納付

### (1) 概要

従来、申立て等の手数料は、申立書等に収入印紙を貼付して納付され（改正前民事訴訟費用等に関する法律8条）、郵便費用については、郵券で予納することとなっていた（同13条）。改正民訴法ではこれらが一本化され、また、最高裁判所規則により納付方法も電子納付となる予定である。

### (2) 申立て等手数料の電子納付

申立て等の手数料（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（令和4年法律第48号）（以下「改正民訴費用法」という）3条、7条）及び手数料以外の費用（改正民訴費用法11条1項）の納付については、原則として、最高裁判所規則で定めるところにより現金をもって納めることとされた（改正民訴費用法8条1項、12条2項）。実際には、最高裁判所規則でPay-easy（ペイジー）等の電子納付の方法が定められるものと思われる。これは、書面申立ての場合でもオンライン申立ての場合でも異ならない。

例外として、書面をもって申立てすることができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、収入印紙によって納めることができる（同但書）。

### (3) 郵便費用の手数料化及び電子納付

郵便費用については、オンライン申立てができる申

立てについては、郵便物の料金等を納めることを要しないとされ（改正民訴費用法11条1項但書、3条2項、改正民訴法132条の10第1項）、郵券での予納が不要となった。郵便費用の概算額を申立て等の手数料に含むこととして、申立て等の手数料が改められた（改正民訴費用法3条2項、別表第2）。

また、オンライン申立てが可能な場合、オンライン申立てを利用するときと、書面申立てを利用するときで、郵便費用に違いがあり、オンライン申立てを利用した方が書面申立てを利用した場合と比較して低廉な額となる（改正民訴費用法3条2項別表第2）\*19。

## 7 法定審理期間訴訟手続

### (1) 概要

法定審理期間訴訟手続（以下「本手続」という）とは、当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手続開始から6月以内に審理を終結し、そこから1月以内に判決をする制度である。フェーズ3の実施の時期と同じく2026年5月24日までに施行される。

### (2) 要件

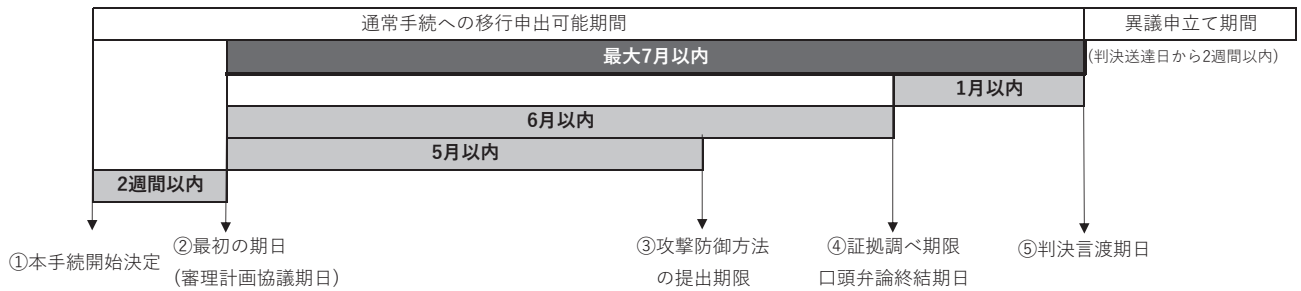
本手続を利用するためには、以下の要件を満たす必要がある。通常、審理の早期段階での申出が想定されるが、申出する時期に制限はない。

- ① 当事者の裁判所に対する申出（当事者双方の申出又は一方の申出及び相手方の同意）（改正民訴法381条の2第1項、2項）
- ② 消費者契約に関する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する訴えでないこと（同1項但書）
- ③ 裁判所が、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるとき、でないこと（同2項）\*20

\* 19: 郵便費用について、例えば、被告一人の前提で、訴え提起の場合は、書面申立てが2500円でオンライン申立てが1400円（別表第2第1項口）、控訴の提起の場合は、書面申立てが1900円でオンライン申立てが800円（同2項口）、上告の提起又は上告受理の申立ての場合は、書面申立てが2700円でオンライン申立てが1100円（同3項口）とされている。

\* 20: 本手続を利用するには、当事者双方に訴訟代理人が選任されていることが原則となる。「当事者双方に訴訟代理人が選任されているとはいえない場合」については、訴訟代理人が選任されている場合と同視することができるような場合（例えば、当事者である法人の法務部に法曹資格者が在籍している場合が考えられる。）を除き、「適正な審理の実現を妨げると認めるとき」に該当するものとして、手続開始要件を満たさず、この手続を利用することはできないものと解される。」（脇村真治「一問一答新しい民事訴訟制度（デジタル化等）令和4年民事訴訟法等改正の解説」201頁（商事法務））との指摘がある。

## 法定審理期間訴訟手続の流れ



## (3) 審理

本手続の審理は以下の流れで審理が進められる。本手続の最初の期日から判決言渡しまで最大で7月以内で行われる。以下で定められた期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ許されない(改正民訴法381条の3第6項)。

- ① 裁判長が本手続による旨の決定の日から2週間以内の間に口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定する(同1項)\*21。
- ② 裁判長が①の期日において①の期日から6月以内の間に口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、その弁論終結日から1月以内の間に判決言渡しをする期日を指定する(同2項)。
- ③ 本手続において最初に指定された期日(①の期日)から5月以内の間に攻撃防御方法を提出しなければならない(同3項)\*22。
- ④ 証拠調べは、本手続において最初に指定された期日(①の期日)から6月以内に行わなければならない(同5項)\*23。
- ⑤ 裁判所は、③攻撃防御方法の提出期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、本手続の判決において判断すべき事項を確認する(同4項)。

## (4) 通常手続への移行

ア 以下の場合、裁判所は通常の手続に移行する決

定をしなければならない(改正民訴法381条の4第1項)。

- ① 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき(同1号)
- ② 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現況に照らして本手続による審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき(同2号)

イ 当事者の移行申出及びこれに対する決定は、時期を制限する規定はなく、口頭弁論終結後判決言渡し前まで認められるが、判決言渡し後は申出をすることはできず、異議申立てによることとなる。移行決定に対する不服申立ては認められない(同2項)。移行決定がされた場合、本手続で行われた審理内容や訴訟手続の効果が維持されたまま、通常の民事訴訟手続で審理がなされることになる。訴訟が通常の手続に移行したときは、本手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したもののみなされる(同3項)。また、本手続で提出しなかった攻撃防御方法を通常の手続へ移行後に提出することは可能である\*24。

## (5) 電子判決書

通常手続の電子判決書の記録(改正民訴法252条1項、2項)と異なり、本手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は

\*21：いわゆる審理計画協議期日である。なお、通常手続のために既に指定されていた期日は本手続のために指定されたものとみなされる(改正民訴法381条の2第4項)。

\*22：裁判所が当事者の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間以内となる。

\*23：裁判所が当事者の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間以内となる。

\*24：通常手続移行後の攻撃防御方法の提出が「時機に遅れた攻撃防御方法」(民訴157条)に該当するかについて、「当事者の申出により通常の手続への移行を認めた趣旨からすると、法定審理期間訴訟手続において提出しなかったことのみをもって、通常の手続で提出された攻撃防御方法が「時機に遅れた攻撃防御方法に該当すると判断することはできないと考えられる。」(前掲注20、201頁)との指摘がある。



防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、当事者双方との間で確認した事項（改正民訴法381条の3第4項）に係る判断の内容を記録するものとされる（改正民訴法381条の5）\*25。

## (6) 不服申立て

ア 本手続で判決が出された場合の不服申立て方法は、控訴ではなく（改正民訴法381条の6本文）、

電子判決書の送達を受けた日から二週間以内に、その判決をした裁判所への異議申立てによるものとされる（改正民訴法381条の7本文）\*26。送達前に異議を申し立てることもできる（同但書）。

イ 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論終結前の程度に復し、通常の手続で審理及び裁判が行われる（改正民訴法387条の8第1項）\*27。

\* 25：そのため、判決において判断すべき事項の確認（改正民訴法381条の3第4項）については、十分に注意を払う必要があると思われる。なお、最高裁判所規則で、判決において判断すべき事項が期日において確認されたときは当該事項を電子調書に記録しなければならない旨が規定される見込みである。

\* 26：ただし、訴えを却下した判決に対しては控訴することができる（改正民訴法381条の6但書）。

\* 27：もっとも、異議申立てを行ったとしても本手続の判決の効力は維持され、異議後の判決は、本手続の判決の認可又は取消となる（改正民訴法381条の8第4項、民訴362条）。

## 各論 4

# 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度

民事訴訟問題等特別委員会委員長 中條 秀和 (51 期)

## 第1 はじめに

訴えを提起するとき、訴状には当事者及び法定代理人の住所、氏名を記載しなければならない（改正民訴134条2項1号、規則2条1項1号）。そのため、犯罪被害者が加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起する場合や、DV被害者が従前の住所（あるいは居所）から身を隠して加害者に対して損害賠償請求訴訟あるいは離婚訴訟を提起する場合に、自身の現在の住所や氏名を加害者に知られることになる。このことが二次被害を危惧する被害者が

裁判を躊躇する一つの原因となってきた。

この問題に対処するため、2022年の民訴法改正により当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度が創設され（改正民訴133条ないし133条の4）、2023年2月から施行されている\*1。現行の秘匿制度は書面による申立てや電子化されていない訴訟記録を前提とするもので、今後、オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施に伴い、条文の文言修正や現在未施行の133条の2第5項及び6項が施行されることになる。現行の秘匿制度については、日弁連の会員専用サイトに概要の説明\*2と参考書式\*3が掲載されているので

\* 1：当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度にかかる改正民訴法の規定は、民事執行法（20条）、民事保全法（7条）、人事訴訟法（1条）、家事事件手続法（38条の2）等で準用される。ただし、人事訴訟法では事実調査部分の閲覧等について民事訴訟法133条の2及び133条の3の適用は除外され、閲覧等の請求に対する裁判所の許可の判断に委ねられている（人事35条）。また、家事事件手続法では秘匿決定申立ての規定は準用されるが、秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立ての規定は準用されず、従来の非開示希望の申出と閲覧等の請求に対する裁判所の許可の判断に委ねられている（審判事件について家事47条、調停事件について同254条）。なお、秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てには手数料がかかるが、非開示希望の申出は裁判所の閲覧等不許可の判断を事実上促すものにすぎず手数料はかからない。

\* 2：当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度に関する改正民事訴訟法等及び改正民事訴訟規則等の運用に関する周知について（依頼）  
[https://member.nichibenren.or.jp/news/documentFile/2023/230116\\_syuchi.pdf](https://member.nichibenren.or.jp/news/documentFile/2023/230116_syuchi.pdf)

\* 3：当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度に関する改正民事訴訟法等に関する各種書式について  
[https://member.nichibenren.or.jp/minji\\_kaji/minji/kaisei\\_minji\\_format.html](https://member.nichibenren.or.jp/minji_kaji/minji/kaisei_minji_format.html)



そちらも参照いただきたい\*4。

民事裁判手続のIT化は、住所、氏名等の秘匿制度と直接関係するものではないが、オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施に伴い秘匿制度の手続きにも影響するので確認をしておきたい。

## 第2 民事裁判のIT化と秘匿制度

### 1 秘匿決定申立て

(1) 裁判所は、申立てにより、①申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所、②申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項、の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、決定で住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる（改正民訴133条1項）。

「申立て等」とは申立てその他の申述を意味し、「申立て等をする者」には原告だけでなく、被告、参加申立人、訴訟手続の受継申立人なども含んでいる。また、「その法定代理人」には申立人等の親権者や後見人等は含まれるが、その他の親族や訴訟担当の担当者は含まれない。

「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」については、改正前からの訴訟記録の閲覧等制限決定の要件（民訴92条1項1号）についての解釈が参考となる\*5。典型的には犯罪被害者やDV被害者が提訴により二次被害をうけるおそれを回避するという本条の立法趣旨から、相手方当事者の付き

まといや加害行為等を誘発して秘匿対象者の平穏な社会生活が害され、また対象者の身体・財産に害を加えまたはこれらの者を畏怖・困惑させる行為がされるおそれがある場合等を広く含む\*6。

(2) 民訴132条の10第1項はオンライン申立てを認めているが、改正規則52条の9第1号で、住所、氏名等の秘匿申立ては書面で行なければならないと定め、民訴132条の10第1項にかかる最高裁規則（いわゆる mints\*7規則）\*8は、現時点でオンラインによる提出を認める書面等について、規則3条1項によりFAXを利用して送信することができるものに限定していることから（秘匿決定申立書は同項1号に該当）、秘匿決定の申立ては書面で行なければならない。

今後、オンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施されるのに伴い最高裁規則が改正され、秘匿決定の申立てもオンライン申立てが可能になり、訴訟代理人についてはオンライン申立てが義務付けられることになるとと思われる（改正民訴132条の11第1項1号参照）。

### 2 秘匿事項の届出

(1) 秘匿決定の申立てをする際には、秘匿事項\*9を書面により届け出る必要がある（改正民訴133条2項）。秘匿事項届出書面は改正規則3条1項2号によりFAXによる提出が認められていないため、mintsを利用してオンライン提出することもできない。

オンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施される段階の改正民訴では、書面での届出の他に「最高裁判所規則で定める方法」（たとえば

\*4：民事裁判手続のIT化全体を解説するものとして山本和彦「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）2023

\*5：東京高決平27・4・6（判時2320・36）

\*6：山本・前注4・115頁。越山和広「被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度」ジュリスト1577号60頁。

\*7：民事裁判書類電子提出システム

\*8：民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和4年1月14日最高裁判所規則第1号）

\*9：秘匿の対象となる「住所等」としては、住所、居所、その他通常所在する場所（例：職場）を、「氏名等」としては、氏名、その他その者を特定するに足りる事項（例：本籍）を想定している。証人の住所等や氏名等、申立て等をする者の親族（法定代理人を除く）の住所等や氏名等は対象とはされない。そのため、提出する書面等に親族の住所等や氏名等、またそれらを推知させる事項を不用意に記載しないよう注意する必要がある。

USBメモリに記録して提出)により届け出ることを規定しているが、情報流出のおそれを考慮して秘匿事項の届出についてはオンラインでの届出を想定せず、オンライン申立てを義務化される訴訟代理人もその義務を免除されることになる\*10。訴訟代理人は、訴状などの申立てはオンラインでの申立てが義務化されている関係で秘匿事項の届出までオンラインで行わないよう気を付けたい。

(2) 秘匿決定をする場合、裁判所は、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を同時に定める(改正民訴133条5項)。

実際には、訴えの提起、答弁、参加申立てといった申立て等と同時に秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てを行い、裁判所の決定を待たず、申立て等の書類に申立人自ら考えた代替住所や代替氏名を先行的に記載することが考えられる。しかし、これら代替事項を最終的に決定するのは裁判所であるから、奇抜な代替事項(架空の住所や偽名など)を記載していると、裁判所が適切なものと認めずに異なる代替事項を決定し、申立人はその決定に沿った書類を提出し直すことが予想される。そのため、代替住所や代替氏名で訴状を作成する場合には、日弁連がウェブサイトで公表している代替事項の定め方についての説明文を参照されたい。

代替事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載すれば、民訴法その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなされる(同)\*11。ここにいう仮差押え及び仮処分とは、本案訴訟提起

後に申し立てられるものを想定しており、訴訟提起前に申し立てる場合には、当該申立てと同時に秘匿決定申立てと秘匿事項の届出をする必要がある\*12。また、同規定の趣旨は代替事項決定の効力を及ぼすにとどまり、秘匿決定自体の効力を他の手続に及ぼすものではない。したがって、基本事件以外の手続きで当事者の住所、氏名等を記載した書面を提出する必要がある場合や秘匿事項を推知させる内容が記載された書面を提出する場合には、改めて秘匿決定申立て、閲覧等制限申立てをする必要がある\*13。なお、同一事件における上訴には秘匿決定の効果が及ぶ。

### 3 秘匿決定申立てに伴う閲覧等制限

秘匿決定の申立てがなされると、その申立てについての裁判が確定するまで、秘匿対象者以外の者は秘匿事項届出書面の閲覧等の請求をすることができない(改正民訴133条3項)。

オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後は、閲覧等の制限の対象が、訴訟記録又は訴えの提起前における証拠収集の処分の申立てにかかる事件の記録(非電磁的証拠収集処分記録及び電磁的証拠収集処分記録。訴訟記録と併せて「訴訟記録等」とされる)のうち秘匿事項の届出にかかる部分(秘匿事項届出部分)の閲覧等の請求をすることができないとされる\*14。

申立ての却下が確定すれば秘匿事項届出書面の閲覧等が可能となり、秘匿決定がなされれば引き続き秘匿事項届出書面の閲覧等の請求をすることができる者が秘匿対象者に限定される(改正民訴133条の2

\*10: 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会(以下「部会」という)資料27・1頁注。青木哲「住所、氏名等の秘匿制度」法律のひろば2022・9(75巻9号)49頁。改正民訴では、書面や電磁的な記録媒体(USBなど)で提出されたものは裁判所書記官によりファイル(電子化された訴訟記録)に記録されることになるが、秘匿事項届出書面については除外されている(改正民訴132条の12第1項2号、132条の13第2号)。他方、オンライン届出を想定した電磁的記録の削除規定(改正民訴133条の2第5項、6項参照)が用意されていないことからすると、オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後も秘匿事項の届出は書面または電磁的な記録媒体により行うことを想定しているものと考えられる。

\*11: ここに列挙されている手続きは民訴55条1項の訴訟代理権の及ぶ範囲に関する規定を参考にしたもので例示であり、代替事項の定め効果は、それ以外の手続であっても代替事項の定め目的に反しない限り、関連する手続一般に及ぶものとされる(部会資料30・15頁)。なお、仮処分においては訴訟物との同一性に気を付ける必要がある。

\*12: 部会資料30・15頁。

\*13: 山本・前注4・120頁。

\*14: オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施にともなって改正民訴133条3項の文言が修正される。

第1項)。オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後も文言の修正はあるが同様に規律されている。

#### 4 秘匿決定に対する不服申立て

秘匿決定の申立てを却下した決定に対しては即時抗告することができるが(改正民訴133条4項)、秘匿決定に対しては即時抗告できず、通常抗告(民訴328条)をすることもできない。後述の取消しあるいは閲覧等許可の申立てをする必要がある(改正民訴133条の4)。

#### 5 秘匿事項記載部分の 閲覧等制限申立て

(1) 秘匿決定がなされた場合、秘匿対象者は、秘匿事項届出書面以外の訴訟記録等の中で、秘匿事項または秘匿事項を推知することができる事項が記載され、または記録された部分(秘匿事項記載部分)の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限るよう申し立てることができる(民訴133条の2第2項)\*15\*16。住所等の推知事項としては、本籍地、旧住所地、現在あるいは過去に受診した医療機関名や子が通う学校名などを、氏名等の推知事項としては、生年月日、愛称、電話番号、親族の氏などが想定されている。

閲覧等制限申立ては、秘匿事項または秘匿事項を推知することができる事項が記載されている「部分」を特定して行うので、例えば、第1準備書面

と第2準備書面を提出する場合に、第1準備書面についてのみ該当部分を特定して閲覧等制限の申立てをしても第2準備書面の記載内容に決定の効果は及ばないので、第1準備書面及び第2準備書面それぞれについて該当部分を特定して閲覧等制限の申立てをする必要がある。また、第1準備書面について閲覧等制限の申立てをし若しくは制限決定を得た後に第2準備書面を提出する場合も、先に行った申立て若しくは制限決定の効果は第2準備書面には及ばないので、別途閲覧等制限の申立てをしなければならない。

閲覧等制限申立ては書面でしなければならない(改正規則52条の9第2号)。全面的なオンライン申立てや訴訟記録の電子化の実施後は、書面による申立て又はオンライン申立てによることとなるが、訴訟代理人についてはオンライン申立てが義務付けられると思われる\*17。

(2) 秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立ては、秘匿事項や推知事項が記載された書面を提出する際に同時にしなければならない(改正規則52条の11第2項)、秘匿事項記載部分をマスキングした閲覧等用の書面を当事者の側で作成して提出(オンライン申立ての場合はアップロード)しなければならない(同3項)。さらに、申立時に申立人側で特定した秘匿事項記載部分と裁判所が決定で特定した秘匿事項記載部分にズレがある場合には、裁判所の決定に従った秘匿事項記載部分をマスキングした書面を改めて提出しなければならない(同5項)\*18。

これまで書面で提出していた際にはマスキング漏れだけ注意していれば良かったが、オンライン提出

\*15：条文の文言からも明らかであるが、閲覧等制限申立ては秘匿決定申立てがなされていることを前提にした制度である。

\*16：第三者に対する関係では、当事者の私生活についての重大な秘密を守り、当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずることのないよう、改正前民訴法においても秘密保護のための閲覧等の制限の規定が存在していた(民訴92条1項1号)。しかし、その場合でも第三者が訴訟に参加して当事者となる場合には同規定による閲覧等の制限の効果は及ばなくなる。そこで、民訴92条1項1号による閲覧等制限の実効性を確保し、民訴法の改正により創設された当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度を機能させるべく、民訴92条1項1号の申立てがなされた後に第三者が訴訟に参加したときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対して参加後直ちにその旨を通知することを義務付け(改正民訴92条6項)、かつ参加者に対して当該申立てにかかる秘密記載部分の閲覧等を制限して、当事者に秘匿決定申立て及び閲覧等制限申立てをする機会を与えている(改正民訴92条7項)。

\*17：書面で行われた場合、裁判所が必要と認めるときは秘匿事項記載部分はファイルに記録されない(改正民訴132条の12第1項3号、132条の13第3号)。

\*18：閲覧等制限決定の一部を取り消す裁判が確定したときや、閲覧等許可の決定が確定したときにも、申立人側は当該取消部分あるいは閲覧許可部分を除いてマスキングした書面を作成して裁判所に提出する必要がある(改正規則52条の11第6項)。



の場合には、パソコン上でマスキング処理し、紙への出力というプロセスを経ずにそのデータをアップロードすることも考えられるので、提出用（閲覧に供される）マスキング書面の作成にあたっては細心の注意を要する。具体的には、手間であってもマスキングしたファイルをプリントアウトしてそれをスキャンするか、パソコン上でのみ作業する場合には、例えば、Adobe Acrobat Pro DCの「墨消しとしてマーク」機能を用いて、ソフトによりマスキングした部分だけ完全にテキストデータを消去する必要がある。これに対し、単に黒色の蛍光ペン（ハイライト表示）で塗りつぶした場合、一見読めないように見えても当該部分のテキストデータは残っているため、そのPDFを入手した者が秘匿情報をコピー、閲覧できてしまう危険性があるのでくれぐれも注意を要する\*19。また、マスキング前のファイルを送信してしまうなどファイルの送信ミスは重大な結果につながりかねないので、くれぐれも気を付けたい。

## 6 秘匿事項記載部分の閲覧等制限 申立てに伴う閲覧等の制限

秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができない（改正民訴133条の2第3項）。オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後も文言を修正した上で同様に規律される。

オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後の新たな規律として、裁判所は、閲覧等制限の申立てがあった場合、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等の中の秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し又はこれを他の記録

媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる（改正民訴133条の2第5項）。当該措置が講じられた後に、閲覧等制限の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てにかかる決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は当該秘匿事項記載部分を改めてファイルに記録しなければならない（同6項）。

これは秘匿制度の重要性から、電磁的訴訟記録が外部とつながるシステム上で管理されているが故のリスクを考慮し、秘匿事項の漏洩を避けるべくより安全性が高いと考えられる書面での保管を定めたものである。

## 7 閲覧等制限決定に対する不服申立て

閲覧等制限申立てを却下する決定に対しては即時抗告することができるが（改正民訴133条の2第4項）、閲覧等制限決定に対しては即時抗告も通常抗告もできず、取消しあるいは閲覧等許可の申立てをする必要がある。

## 8 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限

(1) 当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において\*20、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、裁判所が決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達

\* 19：日弁連会員サイトでも業務関連情報としてPDFファイル公開・提供時の適切なマスキング処理について情報提供しているので参考になる。  
[https://member.nichibenren.or.jp/gyomu/rinri\\_fatf/Information\\_security/other/180723\\_masking.html](https://member.nichibenren.or.jp/gyomu/rinri_fatf/Information_security/other/180723_masking.html)

\* 20：平成30年12月3日・総行住第199号「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」参照。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/daiyo/dv\\_shien02.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/dv_shien02.html)



に関する民訴109条の書面（送達報告書、ただし改正法の全面施行後は条文番号が100条に変更となる）その他これに類する書面の閲覧等の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができるとしている（改正民訴133条の3）。また、当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を囑託した場合についても同様としている（同）。

たとえばDV加害者である原告が被害者である被告が支援措置を受けているために住所が分からず、住居所不明として訴訟が提起されることがある。この場合、裁判所が送達のために被告あるいはその法定代理人の住民票上の住所について市区町村に調査囑託を行うことがあるが、囑託先からの調査結果の報告にかかる書面を原告が閲覧できるとすれば、被告は訴訟提起の事実自体知らず、秘匿決定の申立て等を行うことができないため、DV加害者に住所を知られてしまうことになり、秘匿制度の趣旨が没却される。そこで、裁判所に職権でこれらの書面の閲覧等を当該調査にかかる当事者またはその法定代理人に制限することを認めたのが本条である。

- (2) 本来、閲覧等の制限は、申立人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを疎明して秘匿決定を得ることを前提にしており、裁判所が職権で閲覧等を制限できるとすることは当事者の訴訟活動を不当に制限することになりかねない。それゆえ、本条では社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが「明らか」と認められることを要件として、裁判所の職権行使と当事者の手続保障との調整を図っている。明らかとは、DV被害者が支援措置を受けている場合などが典型的なものとして想定されている。

また、裁判所が職権で行うため、秘匿事項や推

知事項を適切に判断することが困難であるため書面全体が閲覧等制限の対象となるところが、秘匿決定あるいは閲覧等制限の申立てと異なる。

- (3) オンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施された後の改正民訴法も、同様の規律の下、書面のほか電磁的記録の閲覧等の制限を加えている。また、秘匿事項の閲覧等制限申立てに伴う裁判所による秘匿事項記載部分の安全管理のための措置の規定が準用される（改正民訴133条の3第2項）\*21。

## 9 秘匿決定の取消し等

秘匿決定、秘匿事項の閲覧等の制限決定、送達すべき場所等の調査囑託があった場合における閲覧等の制限決定に対しては、条文上の要件を欠くことあるいは欠くに至ったことを理由とする取消しの申立て（改正民訴133条の4第1項）、自己の攻撃防御に実質的な不利益が生ずるおそれを理由とする閲覧等の許可申立て（同2項）ができる。これはオンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施された後はオンラインで申し立てることができ、訴訟代理人にはオンライン申立てが義務付けられると思われる。

秘匿決定は第三者との関係でも効果を有することから、取消申立ては第三者もすることができる。他方、閲覧等許可の申立てについては、閲覧等制限決定の効果は第三者にも及ぶものの、攻撃防御は当事者ごとに考慮されるべきであることから、当事者のみができることとされている\*22。

閲覧等の許可があった場合、許可の申立てにかかる当事者や訴訟代理人等は、正当な理由なく、許可により得られた情報を手続における攻撃又は防御以外の目的で利用し、秘匿決定等にかかる者以外の者に開示することを禁じられる（同7項）。

\* 21：オンライン申立て及び訴訟記録の電子化が全面的に実施された後の改正民訴132条の13第4号は、同133条の3第1項による決定がされ、裁判所が必要と認めるときは、当該決定にかかる書面等及び電磁的記録媒体に記載または記録された事項は電子化された訴訟記録のファイルに記録しないとしている。本文の改正民訴133条の2第5項及び6項の準用は、既にファイルに記載されている秘匿事項記載部分の消去等に関するもので、場面が異なる。

\* 22：「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」の解釈について、山本前注4・126頁、越山前注6・62頁。

# 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する 手続のIT化

民事訴訟問題等特別委員会委員 長濱 晶子 (60期)

## 1 はじめに

2023年6月6日に成立、同14日に公布された「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「令和5年改正法」という）により、民事訴訟以外の民事裁判手続、具体的には、民事執行・民事保全、破産・民事再生・会社更生等、非訟、民事調停、労働審判の他、家事事件、仲裁の各種手続を対象として、手続のIT化が実現されることとなった。令和4年改正（「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（2022年5月18日成立））における民事訴訟法の改正に伴い、民事訴訟以外の各種手続の一部についてはIT化されていたが、令和5年改正により、手続の全面的なIT化に向けて、各法律の特色に合わせて規定の見直しが行われたものである。

同改正法は、一部、令和4年改正法の施行日に施行されることとなっている事項（電子裁判書における執行文付与に係る手続のIT化、ウェブ会議等を利用した手続参加等）を除き、原則として公布の日から5年以内の政令で定める日に施行することとされている。

## 2 各種手続でIT化された手続

今般、改正の対象となった各種手続のIT化については、それぞれの手続を規律する法律において民事訴訟法の包括準用規定が用いられる他\*1、各法律における各手続を規律する条項において規律の見直しが行われることとなった。

各種手続においてIT化された主な事項は、次の

とおりである。民事訴訟同様、各種手続において、オンライン申立てが可能となり、代理人はオンライン申立てが義務化される。また、民事訴訟と同様、裁判所に提出された書面等及び電磁的記録媒体については、裁判所書記官が電子化してファイルに記録することとなり、事件記録は、原則電子化される。期日におけるウェブ会議等の利用が可能となり、手続全般について、ウェブ会議等により裁判手続に参加することが可能とされる。電子化された記録の閲覧等については、秘匿決定等があったものは除かれる等の例外を除いて、閲覧・謄写等が可能となる\*2。

次項以降では、各手続特有の手続におけるIT化について触れる。

## 3 民事執行

### (1) 民事執行手続におけるIT化

上記2に記載した手続のIT化の他、事件記録の電子化に伴い、配当表、物件明細書等についても電子データで作成される（電子配当表（新民執85条）、電子物件明細書（新民執62条））。また、口頭弁論期日、審尋期日の他、民事執行特有の期日である配当期日、財産開示期日についても、ウェブ会議又は電話会議の利用が可能となる（配当期日について新民執86条、財産開示期日について新民執199条の2）。財産開示期日では、申立人は、ウェブ会議又は電話会議による参加が可能であるが（新民執199条の2）、財産開示義務者の参加については、証人尋問の場合と同様、出頭困難、申立人に異議がない場合等の例外的な場合にウェブ会議によることが可能となる（新民執199条の3）。

\*1：民事訴訟法の包括準用規定等については、民執20条、民保7条、破産13条、人訴1条（民事訴訟法の適用）等参照。

\*2：具体的な閲覧・謄写等の方法については、今後、最高裁判所規則で規律されることとなる。各手続によって異なる規律が予定されるが、一般的には、①利害関係人は裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた記録の閲覧・謄写の請求ができる、②事件当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた記録の閲覧・謄写ができるとする規律が設けられる予定である。「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱」（以下「各種手続IT化要綱」という。法制審議会第197回会議（令和5年2月17日開催）で、要綱案が原案通り採択された）参照。  
<https://www.moj.go.jp/content/001389261.pdf>

## (2) 売却手続の規律の見直し

改正前は、不動産の強制競売等の手続においては売却決定期日を開いたうえで、売却決定がされていた(旧民執69条、70条)。改正法では、売却決定期日を経ることなく売却する仕組みを規律し、以下のような具体的な内容を定め、これにより、売却決定期日の仕組みは廃止される。

まず、①裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述すべき期間(「意見陳述期間」)及び売却許可又は不許可の決定をする日を指定し(新民執64条4項)、利害関係を有する者は、指定された意見陳述期間内に書面やインターネットを利用して意見陳述を行うことができる(新民執70条には「書面」とあるが、新民執19条の2によりインターネット利用可能と解される)\*3。そして、③裁判所は、当該売却決定の日に、電子決定書を作成して、売却の許可又は不許可の決定をするものとされる(新民執69条1項及び2項)。

## (3) 配当手続の規律の見直し

従来は、配当期日を開くことなく配当を実施することはできなかったが、令和5年改正法では、配当期日を経ることなく配当を実施できることとなる。

裁判所は、各債権者の債権額や配当の順位・額等を定め(新民執85条1項)、書記官において電子配当表を作成し(同3項)、配当異議の申出をすべき期間を指定し(新民執85条の2第1項)、債権者及び債務者に電子配当表を送付しなければならない(同2項)。配当異議の申出は、当該異議申出期間内に書面またはインターネットの利用が可能となる(新民執89条3項には「書面」とあるが、新民執19条の2によりインターネット利用可能と解される)\*4。

ただし、事件の内容によって、必要があると認めるときは、執行裁判所は配当期日を指定することができ(新民執85条の3)、配当期日自体は廃止されない。

## (4) 債務名義の正本の提出に代えた電子化された記録事項証明書の提出

令和5年改正前は、強制執行の申立債権者は、債務名義の正本を提出する必要があったところ、改正法により、債務名義に係る判決や民事訴訟以外の手続における審判書等の裁判書も電子データが作成されることとなる。そこで、令和5年改正法では、債務名義が電子データとして作成された場合には、従来の債務名義正本に代えて、電子化された記録事項証明書の提出による強制執行手続が可能となる(新民執25条)。また、債権者は、事件を特定するために必要な情報提供で足りることとなる(新民執18条の2)。

## 4 民事保全

民事保全手続においても、上記2の通り、手続の各場面においてIT化が実施される(オンライン申立て、提出書面や裁判書等の電子化、期日におけるウェブ会議・電話会議の利用、電子化された事件記録の閲覧等。民事訴訟法の包括準用規定である新民保7条)\*5。

提出書面等の電子化については、法制審議会において、審尋を経ないで保全命令が発令される事件において、添付書類や疎明資料の電子化の例外を設けることが指摘されたが、民事保全の事件で一番多い類型である仮差押命令申立事件や処分禁止の仮処分申立事件について提出書面等を電子化しないことは望ましくなく、全ての事件について電子化すべきとの意見もあり、民事訴訟法と同様のルールとし、例外は設けられなかった\*6。

口頭弁論期日及び審尋期日は、民事訴訟法の規定を準用し、民事訴訟と同様の規律となる。口頭弁論期日はウェブ会議の利用(改正民訴87条の2第1項)が、審尋期日は電話会議の利用(同2項)が可能となり、参考人及び当事者本人の審尋は、ウェブ会議の利用に加えて、当事者双方に異議がないときは電話

\*3：脇村真治他「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化(4・完)」(商事法務)NBL 1255号 7頁。

\*4：脇村真治他「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化(4・完)」(商事法務)NBL 1255号 7頁。

\*5：申立時の債権者面接については特別の規定は設けられていないが、本稿執筆時において、大阪地方裁判所では、電話面接が利用されており、他庁においても同様の運用は可能であると思われる。

\*6：部会資料19-2 11頁参照。



会議の利用も可能となる（改正民訴187条3項、4項）。法制審議会において、仮の地位を定める仮処分における債務者が立ち会うことができる審議の期日、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日につき特則を設ける（電話会議を認めない）ことも検討されたが、最終的には、当事者の意見を聴いて必要に応じて両方の利用を認めることとし、特則を設けないこととした\*7。

なお、保全取消の手續で、債権者は本案の訴えの提起又はその係属を証する書面提出の必要がある（新民保37条1項）。これに関しては、法制審議会の要綱において現在の裁判所書記官による証明文書の提出に代えて、起訴命令を発せられた債権者が保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認するために必要な情報を書面又は電磁的記録によって提出すれば、裁判所書記官による証明文書の提出を不要とすることも可能にする仕組みが提案されている\*8。

## 5 破産手続

### (1) 破産手続におけるIT化\*9

破産手続等についても、各場面において手続のIT化が実現される。オンライン申立てが可能となり、破産申立代理人はオンライン申立てが義務化されることに加え\*10、破産管財人等（破産管財人、保全管理人、破産管財人代理及び保全管理人代理）が、破産手続において行う申立て等についてもオンライン申立てが義務化される（新破産13条における改正民訴法132条の11第1項第1号の読み替え規定）。

裁判書や調書の他、破産債権者表（新破産115条）、配当表（新破産191条1項）等も、電子化されることが

予定されている。破産手続特有の期日として、債権調査期日、債権者集会の期日におけるウェブ会議の利用が可能となり、破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者等はウェブ会議により手続に関与することができる（債権調査期日について新破産121条の2、債権者集会期日について新破産136条の2）。

### (2) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法については、利害関係人が裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等請求が可能となること、申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等はいずれも事件係属中に、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写が可能とする（債権者として閲覧等が認められた者も同様に可能とする）規律が、今後、最高裁判所規則により設けられる予定である\*11。

### (3) 債権届出書の扱いに関する検討

破産手続において、法制審議会では、一定の要件のもと債権届出書のインターネットを利用した提出ができる仕組みの議論がなされたが、最終的には、債権届出書のIT化に関する規律は設けられなかった。

紙媒体で債権届出がなされる場合が予想されること、各裁判所によって様々に異なる債権届出の取扱いにも影響が生じるという懸念や指摘があったことを踏まえ、将来、構築されるシステムのもとで、インターネットの利用が可能と考えられるものの、現段階では将来を見通した規律を設けることは難しいこと、実務上、債権届出の提出先が破産管財人になっていることなどからすると、実務の運用にて行うことも可能との意見が示され、最終的には要綱には記載されず、改正は見送られた\*12。

\*7：部会資料17 17頁参照。

\*8：各種手続IT化要綱第2-7(4)参照。なお、「新民保37条1項および3項に関しては、記録事項証明書を省略する旨の立法措置は講じていないが、「今後、上記のような運用を見据えたシステム面での検討が進められることが見込まれている」とされている。NBL「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化（4・完）」（商事法務）1255号 5頁、6頁。

\*9：民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続について、破産手続等の各項目と同様の項目につき、同様にIT化される。

\*10：破産法の包括準用規定は、新破産法13条。

\*11：各種手続IT化要綱第3-5及び(注)参照。

\*12：法制審議会—民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化部会）部会資料（以下「部会資料」という）19-2 要綱案たたき台(2)説明、山本和彦「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）161頁参照。



#### (4) 公告に関する検討

法制審議会における議論の過程で、個人破産についての公告の在り方、破産情報の公開の制限等の方策、情報提供のあり方等についての課題が指摘された一方、公告の破産債権者の財産権の保障という公告機能をどう考えるかという点を踏まえた意見もあった。以上のように現状様々に意見があり、今後、解決していかねばならない指摘はあったものの、結論を出すことは出来ず、破産法全体の制度を整合的に考えて議論すべき問題であるとの結論に至り、公告について要綱には記載されず、改正は見送られた\*13。

#### (5) IT化による変化と今後の検討課題

申立代理人、破産管財人の実務のIT化に加え、届出債権者にとっても、従来と比べ、債権者集会等の手続参加、情報へのアクセスが簡便となり、利用する者が増えることが予想される。今回、規律が設けられなかった債権届出については、当面は、紙媒体での債権届出の運用が継続されると予想されるが、今後、債権届出のIT化についても実務での運用の可能性もある。公告については、破産法における債権者に対する公告機能と、破産者の保護との両面の検討を要し、今後の検討課題として残されている。

## 6 家事事件・人事訴訟

### (1) 事件記録の電子化の対象事件の範囲

人事訴訟における事件記録、家事事件手続における事件記録についても、他の手続同様、原則、電子データ化される(人訴1条\*14、新家事38条1項、2項)。ただし、①別表第1掲載の審判事件であって最高裁判所規則で定めるものと、②家事事件手続における申立てその他の申述が書面等に行われたときにおける当該書面については、例外的に電子化しなくてよいとされる(新家事38条2項括弧書参照)。

### (2) 調査報告書等の電子化

裁判所提出書面について、民事訴訟同様、電子化されファイルに記録される他、裁判書や調書等についても電子化される(電子調書(新家事46条、253条)、電子審判書(新家事76条1項))。また、人事訴訟・家事事件いずれも、家庭裁判所調査官による事実の調査がされた場合の調査結果報告書について、紙媒体での提出に加え、電磁的記録の作成、オンライン提出が可能とされる(新家事58条5項、新人訴34条5項)。

### (3) 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

人事訴訟における期日について、令和4年改正法により、ウェブ会議利用が可能となった口頭弁論期日に加え、審問手続についても、ウェブ会議の利用のほか、電話会議の利用も認められる(新人訴33条6項)\*15。家事事件手続においても、ウェブ会議に加え、電話会議による期日が認められ、令和5年改正で、いわゆる遠隔地要件が削除された(新家事54条1項)。

また、人事訴訟、家事事件手続いずれも、参与員の立会いについて、ウェブ会議に加えて、電話会議による期日参加が認められる(新人訴9条6項、新家事40条3項)。また、家庭裁判所調査官及び裁判所技官は、ウェブ会議に加え、電話会議による期日への立会い及び意見陳述が認められる(新家事59条3項、60条2項)。

なお、ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員からの意見聴取(家事264条)も可能と考えられている\*16。

### (4) 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

家事事件手続において、当事者双方が出頭困難と認められる場合、当事者が予め調停委員会に調停条項案を受諾する旨の書面を提出したときは、予め定め

\*13：部会資料20-2 要綱案(案)(説明付き)、山本和彦「民事裁判手続のIT化」(弘文堂)163頁参照。

\*14：人事訴訟法については、特則がない限り、民事訴訟法が適用される(人訴法1条)。

\*15：人事訴訟手続におけるウェブ会議の利用については、民事訴訟法の規定の適用除外を定める新人事訴訟法29条2項において、民訴87条の2は適用除外とされておらず、民事訴訟手続と同様、人事訴訟において、ウェブ会議の利用が認められる。

\*16：各種IT化要綱第9-3(3)注 山本和彦「民事裁判手続のIT化」(弘文堂)170頁参照。

られた調停が成立すべき日時に当事者間の合意が成立したものとみなされることとなり、一方当事者の出頭要件が削除される（新家事270条2項）。

### (5) 電子化された事件記録の閲覧等

家事事件手続の事件記録の閲覧等においては、同事件における情報の性質に鑑み、原則、裁判所の許可を得なければ、事件記録の閲覧等を請求することはできない。一方、令和5年改正により、当事者が、事件の係属中いつでも閲覧や謄写を円滑にできるようにする観点から、当事者が自ら提出した資料については、裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官等に対し、閲覧等を請求することができる（新家事47条の2第4項）。

人事訴訟においては、民事訴訟法の規律が人事訴訟にも適用されるが（人訴1条）、事実の調査部分の訴訟記録の閲覧・謄写等の請求については、家事事件同様、裁判所の許可を要し、例外として、自己の提出した書面等については許可を不要とする（新人訴35条2項）。

## 7 非訟、民事調停、公示催告事件等

### (1) 非訟、民事調停、公示催告事件等におけるIT化

非訟事件等についても、他の手続同様、オンライン申立てが可能となり、委任を受けた代理人等は、オンライン申立てが義務化され（新非訟42条1項等）、提出された書面や裁判書等は電子データ化される（新非訟42条1項、2項、57条等）<sup>\*17</sup>。

### (2) 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用<sup>\*18</sup>

期日において、ウェブ会議の利用に加え、電話会議が可能であったところ、令和5年改正で、いわゆる遠隔地要件が削除された（新非訟47条1項等）。非訟事件における専門委員の期日における意見聴取（非訟33条1項）についても、ウェブ会議の利用に加

え、電話会議によることが可能とされ、令和5年改正で、遠隔地要件が削除された（新非訟33条4項）。

証拠調べにおいては、証拠調べの規律が優先的に適用され、民事訴訟と同様の規律となり、証人尋問についてウェブ会議は利用できるが電話会議は利用できず（改正民訴204条）、参考人等の審尋はウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることになる（改正民訴187条3項、4項）。

### (3) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録の閲覧について、非訟事件の記録閲覧等については裁判所の許可と裁判所書記官への請求を要するが（新非訟32条の2等）、上記家事事件手続同様、自己の提出した書面等及び電子裁判書等に関しては、裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる（新非訟32条の2第4項等）。

### (4) 公示催告事件における公告

公示催告事件における公告（非訟102条）につき、裁判所の掲示場への掲示に加えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができる措置をとることが可能とされる（新非訟102条1項1号、2号）。

## 8 終わりに

以上のとおり、令和5年改正法においては、民事訴訟以外の各種手続におけるIT化を実現する規律の見直しが図られ、各規律特有の手続におけるIT化も促進され、具体的な内容については最高裁判所規則の制定が待たれる。今回、それぞれの背景事情や様々な意見があり令和5年改正法において改正が見送られた事項については、今後さらなる議論の継続が見込まれる。

\* 17：民事調停申立てに関しては、民事調停法21条の2において、民事訴訟法の規定を準用。

\* 18：民事調停法22条において、非訟事件手続法第二編の規定を準用。